

協議第54号 使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いについて提出する。

平成16年 7月22日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料の取扱いについては、次のとおりとする。

1. 施設使用料については、施設の内容、建設年度、規模及び減免の取扱い等が異なり、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
なお、新市の速やかな一体性の構築や住民負担に配慮し、公平負担の原則等を勘案しながら、適正な料金となるよう、新市において、調整を図るものとする。
2. 手数料については、合併時に統一するものとする。

平成16年 9月 2日 確認